リワーク支援Q＆A

Q1．標準的な支援期間は4カ月ということですが、利用期間の相談は可能でしょうか？

A．既に事業所や主治医と相談し、再発防止に向けた課題整理ができている場合や生活リズム・体調が安定している場合は、期間の短縮が可能な場合があります。ただし、コーディネート支援を受けずリワーク支援のみ利用することはできません。

　なお、標準4ヶ月の中で、コーディネート期間中に通所訓練を行いながら生活リズムを整え、休職に至った要因の分析やアセスメントを実施していきます。通所も安定し、課題整理ができた段階で、事業所の方や主治医の先生と面談を行い、復職に向けた目標やスケジュール確認のため打ち合わせを実施しますので、短期間で行う場合はやや過密なスケジュールで実施することがあります。

Q2．事業所や主治医との3者面談はいつ、どのように行うのですか？

A．通所開始後、今後の支援の方向性を検討していく際に面談の機会を設けさせていただきます。コーディネート支援期間中にアセスメントを行い、課題整理ができた段階で必ず1回は設けますが、場合によっては職場復帰支援終了までに複数回実施します。

　事業所面談では、休職者ご本人様、事業所ご担当者様、職業センター職員が、事業所もしくは職業センターにて面談を行います。主治医との面談は、ご本人様の診察場面に職業センター職員が同席し、面談を行います。

Q3．事業所の担当者は誰になってもらえればいいですか？

A．休職されている方の職場復帰に関わるご担当者なので、人事労務担当の方や職場の上司の方などにお願いできればと思います。今後、職業センターとの連絡窓口になっていただける方で、かつ、復職判定の可否判断に関わる方の中から、事業所内で選任していただくようお願いします。

Q4．うつ病以外の方も利用できますか？

A：主にうつ病の方を対象としておりますが、精神科や心療内科の主治医から診断書等により、何らかの精神疾患を有していることを確認できる方も対象としておりますのでうつ病以外の方もご利用は可能です。なお、精神障害者保健福祉手帳の取得は必要ありません。